

知っておきたい 「生活と保険」



保険金・給付金を 受け取れないケースについて

生命保険や損害保険は、加入すれば必ず保険金や給付金が支払われるわけではありません。その時になって「知らなかった」「こんなはずではなかった」とならないためにも、しっかり確認しておきましょう。

CFP 鈴木 暁子

FPオフィス Next Yourself代表
外資系コンピューター・メーカーのSEを経て、CFP、キャリアコンサルタント、DCプランナーなどを取得し独立。企業や自治体、大学などでのセミナー講師、書籍やコラム執筆、個別相談など精力的に活動。



CFPとは？

上級ファイナンシャルプランナー。世界24カ国・地域（2017年2月現在）で導入されている、ファイナンシャルプランナー（FP）の頂点とも言える資格。原則として一国一組織により資格認定が行われており、日本では日本FP協会が認定している。

支払い事由に該当しない場合

まず「支払い事由に該当しない場合」があります。比較的多いものについて説明します。

○ 保障期間ではない

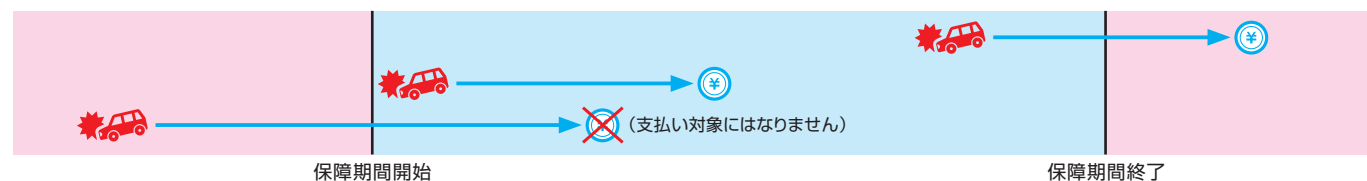
生命保険でよくあるケースとして、たとえば定期保険など保障期間が一定期間の場合、保障期間前および経過後に発生した事由については保障の対象とならないため、保険金・給付金は支払われません。

○ 給付限度を超えている

同じ理由から、保険の責任開始日以前に生じた病気やケガの場合も、やはり保険金・給付金は支払われません。入院給付金についても、たとえば「1入院60日まで」という保障内容で75日入院した場合、60日分の入院給付金は支払われますが、超過した分については支払われません。

■ 保障期間の前後に発生した事由は支払い対象になりません

🚗 ……事故発生日 💰 ……保険金請求日



○ 給付対象の部位でない

また特に注意していただきたいケースとして、がん保険で「上皮内新生物（上皮内がん）を保障の対象とするか否か」があります。専門的な話になりますが、上皮内で発生するがんのうち、がん細胞が上皮内にとどまっているケースを上皮内新生物と言います。これは手術で除去することが可能で、転移もほとんどないと言われています。一方、上皮内新生物が悪性化し、基底膜（きていまく）を破って広がると一般的ながんになります。がん保険の中で上皮内新生物を保障の対象にしていないものについては、上皮内新生物と診断されても診断一時金やその他の給付金などは受け取れません。

損害保険においてよくあるケースとして、地震保険に加入していない場合、地震や噴火による火災・損壊などがあっても、一般の火災保険では保険金が受け取れないので注意してください。

故意、過失、さまざまある免責事項

免責とは文字通り「保険会社が保険金・給付金を支払う責任を免れることができる」という意味です。支払事由に該当していても、免責事項にあたると保険金・給付金は受け取れません。主な免責事項として以下のようなものがあります。

○ 保険の責任開始日から一定期間内に
被保険者（保険の対象者）が自殺したとき

○ 酒気帯び運転中に起こした事故によるとき

○ 運転資格を持たない人が
運転中に事故を起こしたとき

○ 契約者、保険金受取人の故意によるとき

○ 契約者、被保険者または災害死亡保険金受取人の
故意または重大な過失によるとき

○ 被保険者の犯罪行為によるとき

保険とは、多くの契約者が一定の保険料を公平に分担し、万が一に備える相互扶助の制度です。したがって初めから保険金目当てであつたり故意や重大な過失によるなど、本来の趣旨に反したり他の契約者と公平性が保てないような

ケースは、保険金や給付金が支払われません。常識的に考えれば当然のことですが、保険金殺人などはドラマの中だけにしたいものです。

そのほかにも、寝たばこでの出火、揚げ物を揚げている最中にその場を離れて出火させたような場合は、重大な過失があったとされ、保険金・給付金が受け取れない可能性があります。

また、免責事項には以下のようなものもあります。

○ 戦争によるとき

○ 地震、津波など自然災害によるとき

戦争や地震、津波などの自然災害の場合などは保険金の支払が大きくなる可能性が高く、保険会社が資金不足となるおそれがあるため、一般的な保険会社の火災保険や傷害保険では免責事項としています。

地震保険や地震を支払の対象としている商品では、大規模自然災害に対して、保険金が支払われますが、その程度によっては一部が削減される場合もあります。ただし、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の際の地震保険の保険金は削減されることなく支払われています。

注意したい告知義務違反と、意外と多い受け取れない理由…

9月号のコラムにもあったように、契約時には被保険者が健康告知をします。現在の健康状態や過去の傷病歴、職業などについて告知内容が事実と異なっていた、事実を告げなかったといった場合は、保険会社から契約を解除され、保険金や給付金が支払われないこともあります。

契約者が保険料の支払いを滞納すると、一定の猶予期間を経て保険が失効してしまいます。失効後に発生した事由に対しても保険金・給付金は受け取れません。ほとんどの方は保険料を自動振替にしているので大丈夫だとは思いますが、もし残高不足で振替できなかった場合などは保険会社から督促などの連絡がありますので、失効する前に対応しましょう。

最後になりますが、保険金・給付金を受け取れない理由と

して、実は「保険金のもらい忘れ」というものもあります。笑い話のようですが、これが意外と少なくないのです。保険金・給付金はまず保険会社に連絡し、送られてきた必要書類に記入のうえ返送して請求する必要があります。「保険会社が自動的に振り込んでくれる」ということは絶対ありません。

同居している家族であれば加入の事実を知っているかもしれませんが、別居している親が亡くなった時に、子どもが親の加入について知らない、保険証券を見つけれないという場合、請求が遅れるあるいは失念してしまうかもしれません。保険金請求の時効は3年とされているので、それまでに忘れずに請求しましょう。もし3年が過ぎた後に保険証券が出てきたなどという場合は、あきらめずにとりあえず保険会社に連絡してみましょう。

■ 郵政福祉の保険商品の主な免責事由例

	主な免責事由例
退職給付保険（死亡給付金）	死亡給付金の受取人となる者が、保険契約者を故意に死亡させたとき
災害保険（各種保険金）	保険契約者または親族等の重大な過失により生じた損害 戦争、その他の変乱による損害 原子力事故、その他放射能汚染に起因する損害 等
社員援護保険（死亡保険金）	被保険者が契約日から1年以内に自殺した時 保険金の受取人の故意により被保険者が死亡した場合 戦争、その他の変乱

上記の他にも、支払事由により免責が定められています。詳しくはご契約のしおり等をご覧ください。